

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-174831
(P2014-174831A)

(43) 公開日 平成26年9月22日(2014.9.22)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 3/0481 (2013.01)	G06F 3/048 657A	5E555
G06F 3/048 (2013.01)	G06F 3/048 654D	5K127
H04M 1/00 (2006.01)	H04M 1/00 R	

審査請求 有 請求項の数 6 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2013-48300 (P2013-48300)
(22) 出願日 平成25年3月11日 (2013.3.11)

(71) 出願人 00005821
パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真1006番地
(74) 代理人 100119552
弁理士 橋本 公秀
(74) 代理人 100138771
弁理士 吉田 将明
(72) 発明者 伊藤 功将
神奈川県横浜市都筑区佐江戸町600番地
パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社内
Fターム(参考) 5E555 AA22 BA04 BA18 BB04 BB18
CA12 CB14 CB34 CB35 DB18
DB19 DB53 DB57 DC31 DC35
FA08

最終頁に続く

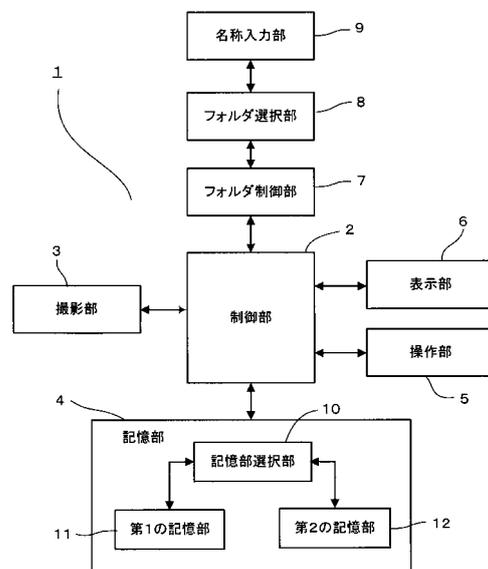
(54) 【発明の名称】 電子機器

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】ユーザーインターフェイスの視覚的操作性を活用して画像等を格納するフォルダを自由設定し、ユーザーの意図したフォルダを取得可能とした電子機器を提供する。

【解決手段】電子機器1は、制御部2と、撮影部3と、記憶部4と、操作部5と、表示部6と、フォルダ制御部7と、フォルダ選択部8と、名称入力部9と、を備えている。また、記憶部4は、記憶部選択部10と、第1の記憶部11と、第2の記憶部12と、を備えている。表示部6にはフォルダを示すアイコンが表示され、ユーザーはアイコンをクリック又はタップ等することにより、フォルダ名称の入力や画像等の保存先フォルダを容易に変更することが可能となる。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

画像を撮像する撮像部と、
前記撮像部により撮像した画像を記録するフォルダを格納する記憶部と、
前記撮像部により撮像した画像を表示可能な表示部と、
ユーザーの操作により前記フォルダの名称を入力可能な名称入力部と、を備え、
前記表示部は、前記記憶部内の複数のフォルダを所定のアイコンで表示するとともに、
当該複数のフォルダのうちの少なくとも一つについて、前記名称入力部により入力された
名称を表示する、
電子機器。

10

【請求項 2】

請求項 1 に記載の電子機器であって、
前記表示部は、表示する複数のフォルダのアイコンの形態を互いに異ならせた状態で当
該複数のフォルダを表示する、
電子機器。

【請求項 3】

請求項 2 に記載の電子機器であって、
前記表示部は、表示する複数のフォルダのアイコンの色を互いに異ならせた状態で当該
複数のフォルダを表示する、
電子機器。

20

【請求項 4】

請求項 1 に記載の電子機器であって、
前記複数のフォルダのうち特定の一つのフォルダを選択するとともに、選択状態を視覚
的に表示させるフォルダ選択部を備え、
前記表示部は、前記フォルダ選択部によって選択されたフォルダの名称を表示する、
電子機器。

【請求項 5】

請求項 1 に記載の電子機器であって、
前記複数のフォルダのうち特定の一つのフォルダを選択するとともに、選択状態を視覚
的に表示させるフォルダ選択部を備え、
前記表示部は、前記フォルダ選択部によって選択されたフォルダを他のフォルダとは異
なる形態で表示する、
電子機器。

30

【請求項 6】

請求項 1 に記載の電子機器であって、
前記記憶部が少なくとも第 1 の記憶部と第 2 の記憶部を含むとともに、
ユーザーの操作により前記第 1 の記憶部と前記第 2 の記憶部のいずれかを選択可能な記
憶部選択部をさらに備え、
前記表示部は、前記記憶部選択部が前記第 1 の記憶部を選択した場合は、前記第 1 の記
憶部に格納されたフォルダを表示し、前記記憶部選択部が前記第 2 の記憶部を選択した場
合は、前記第 2 の記憶部に格納されたフォルダを表示し、
さらに前記表示部は、前記第 1 の記憶部に格納されたフォルダのアイコンの形態と、前
記第 2 の記憶部に格納されたフォルダのアイコンの形態を互いに異なる形態にして表示す
る、
電子機器。

40

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、複数のフォルダを視覚的に操作可能とする電子機器に関する。

【背景技術】

50

【0002】

携帯電話やデジタルカメラ等の電子機器は、機能も豊富になり、表示部に表示されたボタンやアイコン等を操作するユーザーインターフェイスが一般的となってきた。目的とするデータ量も増加し、利便性を高めるために、フォルダ毎に撮影画像、メールアドレス、取得情報等を振り分けることが提案されている（特許文献1～3）。

【0003】

特許文献1は、画像データにデータ名を付与して管理するデジタルカメラに関する。画像データ1コマ毎に割り当てられるファイル名とファイル名を分類する分類名を設け、分類名ごとに設定される連続番号をファイル名に1コマごとに付与する連続番号付与手段を備えている。表示部を利用して、フォルダ設定やフォルダ作成を行い、フォルダ名を作成することができ、画像データの分類、整理作業をしやすいようなデータ名を付与して画像データ処理を行えることが開示されている。

10

【0004】

特許文献2は、静止画や動画の画像情報を記憶媒体に記憶する電子カメラに関する。記憶媒体に複数の仮想フォルダを作成し、所望のフォルダを選択して画像データを選択フォルダに格納させる手段を備えている。選択フォルダのフォルダ名は自動的に付与され、記録後の画像ファイルの整理・検索をし易くすることが開示されている。また、特許文献3は、デジタルスチルカメラ等に適用可能な撮像装置およびユーザーインターフェイスに関する。撮影時又は再生時に入力装置によって上下や左右方向を指定して、アイコン表示されたフォルダを選択して画像ファイルを格納するフォルダの切り替えを行い、フォルダの切り替えを簡単に行えることが開示されている。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2000-236503号公報

【特許文献2】特開2001-169222号公報

【特許文献3】特開2005-328241号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

特許文献1～3に於いて、ユーザーインターフェイスを活用して、画像データ等をフォルダに振り分けることが可能ではあるが、ユーザーの意図したいフォルダを取得することが困難である。例えば、特許文献1では、任意のアルファベット、数字、記号の範囲でのフォルダ名であり、フォルダ名の自由度が少ないためユーザーの意図との関連付けが困難となる。また、特許文献2では、電子カメラ側での自動的フォルダ名の付与であり、ユーザー側に撮影画像を探す負荷を生じさせてしまう。更に、特許文献3では、撮像装置で決められたアイコンでのフォルダ選択であり、ユースケースとの関連づけをユーザーが記憶していなければならない不具合がある。そして、ユースケースに応じてユーザー自身がフォルダを自由に選択して撮影等を行うことが困難であるという問題があった。

30

【0007】

本発明は、上記事由に鑑みてなされたものであり、その目的は、ユーザーインターフェイスの視覚的操作性を活用して画像等を格納するフォルダを自由設定し、ユーザーの意図したフォルダを取得可能とした電子機器を提供することにある。

40

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明の電子機器は、画像を撮像する撮像部と、前記撮像部により撮像した画像を記録するフォルダを格納する記憶部と、前記撮像部により撮像した画像を表示可能な表示部と、ユーザーの操作により前記フォルダの名称を入力可能な名称入力部と、を備え、前記表示部は、前記記憶部内の複数のフォルダを所定のアイコンで表示するとともに、当該複数のフォルダのうちの少なくとも一つについて、前記名称入力部により入力された名称を表

50

示する。

【 0 0 0 9 】

本発明の一実施形態として例えば、前記表示部は、表示する複数のフォルダのアイコンの形態を互いに異ならせた状態で当該複数のフォルダを表示する。

【 0 0 1 0 】

本発明の一実施形態として例えば、前記表示部は、表示する複数のフォルダのアイコンの色を互いに異ならせた状態で当該複数のフォルダを表示する。

【 0 0 1 1 】

本発明の一実施形態として例えば、前記複数のフォルダのうち特定の一つのフォルダを選択するとともに、選択状態を視覚的に表示させるフォルダ選択部を備え、前記表示部は、前記フォルダ選択部によって選択されたフォルダの名称を表示する。

10

【 0 0 1 2 】

本発明の一実施形態として例えば、前記複数のフォルダのうち特定の一つのフォルダを選択するとともに、選択状態を視覚的に表示させるフォルダ選択部を備え、前記表示部は、前記フォルダ選択部によって選択されたフォルダを他のフォルダとは異なる形態で表示する。

【 0 0 1 3 】

本発明の電子機器であって、前記記憶部が少なくとも第1の記憶部と第2の記憶部を含むとともに、ユーザーの操作により前記第1の記憶部と前記第2の記憶部のいずれかを選択可能な記憶部選択部をさらに備え、前記表示部は、前記記憶部選択部が前記第1の記憶部を選択した場合は、前記第1の記憶部に格納されたフォルダを表示し、前記記憶部選択部が前記第2の記憶部を選択した場合は、前記第2の記憶部に格納されたフォルダを表示し、さらに前記表示部は、前記第1の記憶部に格納されたフォルダのアイコンの形態と、前記第2の記憶部に格納されたフォルダのアイコンの形態を互いに異なる形態にして表示することが好ましい。

20

【 発明の効果 】

【 0 0 1 4 】

本発明によれば、ユーザーが自由にフォルダ名称を作成、更新して画像等の保存先を選択できるため、ユーザーの意図やユースケースを反映可能としている。また、表示部でのユーザーインターフェイスを活用して視覚的にフォルダを選択し、撮影中等にユーザーが自由に保存先のフォルダを切り替えることが可能な電子機器を提供することができる。

30

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 5 】

【 図 1 】 本発明に係る電子機器のブロック図。

【 図 2 】 本発明に係る電子機器の表示部に表示されたフォルダの保存先の一例を示す概念図。

【 図 3 】 本発明に係る電子機器の記憶部内に格納されたフォルダ等を表示部に表示した第1の実施例を示し、(a) 第1の記憶部に格納されたフォルダ等を表示した概念図、(b) 第2の記憶部に格納されたフォルダ等を表示した概念図。

【 図 4 】 本発明に係る電子機器の表示部の画面上でフォルダ名称を入力する一例を示した概念図。

40

【 図 5 】 本発明に係る電子機器の保存先フォルダの名称入力と保存先フォルダの変更の手順に関して画像を一例としたフローチャート図。

【 図 6 】 本発明に係る電子機器の撮影中の画像を保存するフォルダが表示されている概念図。

【 図 7 】 本発明に係る電子機器の記憶部内に格納された各フォルダを表示部に表示した第2の実施例を示す概念図。

【 図 8 】 本発明に係る電子機器の撮影中の画像又は映像の保存先フォルダの変更の流れを示すフローチャート図。

【 発明を実施するための形態 】

50

【0016】

以下、本発明に係る電子機器の好適な実施形態を、図1～図8に基づいて詳述する。

【0017】

図1は本発明に係る電子機器のブロック図である。

【0018】

電子機器1は、制御部2と、撮影部3と、記憶部4と、操作部5と、表示部6と、フォルダ制御部7と、フォルダ選択部8と、名称入力部9と、を備えている。また、記憶部4は、記憶部選択部10と、例えば電子機器1に内蔵された内部記憶媒体である第1の記憶部11と、例えば電子機器1に電氣的に接続される光ディスク、SD等のメモリカードなどの外部記憶媒体である第2の記憶部12と、を備えている。

10

【0019】

電子機器1は、例えば、スマートフォン等の携帯電話やタブレット等の携帯端末、デジタルカメラ、ノートパソコン等のPC（パーソナルコンピュータ）、等である。制御部2は、CPU、RAM、ROM等を備えたマイクロプロセッサ構成を有し、ROMに格納されている制御プログラムにより、電子機器1全体の制御（演算、検索、抽出等を含む）を行うと共に、後述する各種処理機能の実行制御を行う。撮影部3は、被写体等を撮像するカメラを備え、CCD、CMOSセンサ等多数の画素（ピクセル）の集合体から成る撮像素子を備えている。記憶部4は、撮影部3等で撮影された画像や映像、送受信メール、電話帳等のアドレス、メモ、データ等ユーザーに必要な各種情報を記憶する。

20

【0020】

操作部5は、メインスイッチ、処理モード切換スイッチ、音量調整ボタン、等を備え、これらのスイッチやボタンを操作すると各種信号が制御部2に送信される。表示部6は、液晶パネルや有機ELパネル等のディスプレイであり、指やペンを接触させて各種の処理を行うUI（ユーザーインターフェイス）型のタッチパネルでもあり、後述するフォルダF、画像、各種操作を行う画面、等を表示する。フォルダ制御部7は、指定されたフォルダFの制御、フォルダFの名称管理、フォルダFに記録される画像等とフォルダ名称との関連付けを行う。フォルダ選択部8は、指定されたフォルダFの保持や切り替え等を行い、選択状態を視覚的に表示させる。名称入力部9は、入力するフォルダ名称である文字等の入力編集を行う。

【0021】

30

図2は、本発明に係る電子機器の表示部に表示されたフォルダの保存先の一例を示す概念図であり、電子機器の起動時の画面やデフォルト画面等に表示されているメニューの中から「保存先設定」を選択すると、表示部6に本図の表示がなされる。本図は、撮像した画像の保存先の設定等の各種設定メニューを表示する「設定画面」を示している。

【0022】

電子機器1の表示部6には、フォルダFの保存先が表示されている。保存先は、電子機器1に備えられる第1の記憶部11と、電子機器1の外部記憶媒体である第2の記憶部12である。第1の記憶部11は、表示部6に、例えば名称「本体ストレージ」と表示されると共に「本体ストレージ」の上に本体ストレージを表現する所定の画像形態であるアイコンI1で表示される。また、第2の記憶部12は、表示部6に、例えば名称「SDカード」と表示されると共に「SDカード」の上にSDカードを表現する所定の画像形態であるアイコンI2で表示される。それぞれのアイコンI1、I2の画像形態は、ユーザーに視覚的に分かりやすくするために異なっており、また、より識別を明確にするために各アイコンI1、I2の色を変えても良い。

40

【0023】

図3は、記憶部内に格納された各フォルダを表示部に表示した第1の実施例を示し、(a)は第1の記憶部に格納されたフォルダ等を表示した概念図であり、(b)は第2の記憶部に格納されたフォルダ等を表示した概念図である。図2において「本体ストレージ/SDカード」のいずれかのアイコンI1、I2の選択に従って、表示部6の表示が図3(a)または(b)に遷移する。さらに図3(a)または(b)において、ユーザーが何れ

50

かのフォルダを押下することにより、実際の保存先が変更されるのであり、図3の画面も「設定画面」の一種であると位置づけられる。

【0024】

ただし、図3においてアイコンI1、I2によって表示されるフォルダは、必ずしも記憶部4に格納されたフォルダと紐づいているわけではない。ここで表示されるフォルダは、カメラ撮影のアプリケーションにおける保存先選択機能が予め用意した仮想的なフォルダを含む概念である。例えば、一度も保存先として設定されておらず撮影が行われていないため、記憶部4にそれ自身が格納されていないフォルダが表示され得る。また、パーソナルコンピュータ等の外部装置から記憶部4に任意のフォルダを作成した場合、図3の画面においてはそのフォルダは表示されないように設定することもできる。

10

【0025】

図3(a)の表示部6には、第1の記憶部11に格納されているデジカメフォルダの他、フォルダ1～フォルダ5がそれぞれアイコンI1で表示されている。また、図3(b)の表示部6には、第2の記憶部12に格納されているデジカメフォルダの他、ユーザーで名称を入力した一例である「メモ撮り」及び「プライベート」、フォルダ3～フォルダ5がそれぞれアイコンI2で表示されている。デジカメフォルダは、DCF(Design rule for Camera File system)規格に則したフォルダであり、ユーザーにより名称変更が自由なフォルダ1～フォルダ5とは異なり、名称の変更ができない。ユーザーが、図2で本体ストレージを示すアイコンI1を、例えばフリック、タップ等を行うと、図3(a)の表示画面に切り替わり、SDカードを示すアイコンI2を、例えばフリック、タップ等を行うと、図3(b)の表示画面に切り替わる。表示画面の切り替えは、フリック又はタップ信号を受信した記憶部選択部10が判定して行われる。アイコンI1(又はI2)毎に、アイコンI1(又はI2)の色を互いに異ならせた状態で表示しても良い。本例では色のみならず第1の記憶部11に格納されたアイコンI1と、第2の記憶部12に格納されたアイコンI2の形態を互いに異なるものとしているが、アイコンI1毎に形態を互いに異ならせた状態で表示してもよいし、アイコンI2毎に形態を互いに異ならせた状態で表示してもよい。各フォルダの固有のアイコンを設定することで、フォルダ種別を視覚的に容易に識別可能とすることができる。尚、フォルダ1～フォルダ5は、電子機器1で予め設定されているフォルダの名称である。尚、ここで「形態」は、アイコンの種類、形状、大きさ、色等を含む概念であり、ユーザーが別途用意された各種の異なる形態のアイコンを任意に選択するようにしてもよい。

20

30

【0026】

図4は、表示部の画面上でフォルダ名称を入力する一例を示した概念図である。本図の右側は、図3(a)と同じであり、「設定画面」より、ユーザーはフォルダ名称を入力することができる。

【0027】

ユーザーが、第1の記憶部11に格納されているフォルダ3を、例えば長押し(ロングタップ)などを行うと、入力画面(例えばキーボード)20がポップアップ式に表示部6に表示され、ユーザーは、例えばフォルダ3の名称を新規に入力又は更新できる。長押ししたフォルダ3を、例えば略四角形状で囲み、ユーザーに視覚的に分かるようにしても良い。ユーザーは、漢字、カタカナ、アルファベット、数字、等を自由に用いて、ユーザーの意図する名称を入力し、名称入力完了すると「フォルダ3」が入力した名称「***」に変更される。

40

【0028】

図5は、保存先フォルダの名称入力と保存先フォルダの変更の手順に関して画像を一例としたフローチャート図である。

【0029】

ユーザーは、画像等を特定のフォルダFに整理したい場合、または、フォルダ名称の入力や変更したい場合、図2に示すように、表示部6に表示されているアイコンI1又はアイコンI2を、例えばフリック、タップ等を行う。フリック又はタップ信号を受け、フォ

50

ルダ制御部 7 は、記憶部 4 からフォルダ名称を取得する（ステップ S 1）。保存先選択画面表示として、取得されたフォルダ名称と共に複数のフォルダ F を、図 3 に示すように、表示部 6 に表示する（ステップ S 2）。フォルダ制御部 7 は、フォルダ名称を入力する状態にあるか否かを判定する（ステップ S 3）。フォルダ名称入力判定は、ユーザーが名称を付与、変更したいフォルダ F を、例えば長押し等の操作で行い、長押し等の信号を受信したか否かで行う。

【 0 0 3 0 】

フォルダ制御部 7 がフォルダ名称を入力すると判定した場合（ステップ S 3 が Yes）、フォルダ名称入力画面（例えばキーボード画面等）20 をポップアップ式等で、図 4 に示すように、表示部 6 に表示する。ユーザーは所望の名称を入力する（ステップ S 4）。長押し等の信号を受けたフォルダ選択部 8 は、指定されたフォルダ F の名称が入力待機状態であることをフォルダ制御部 7 に通知する。入力されていく文字等の編集は名称入力部 9 が行う。

10

【 0 0 3 1 】

次に、フォルダ選択部 8 は、入力された名称をフォルダ制御部 7 に通知する（ステップ S 5）。制御部 2 は、記憶部 4 に保存済みの画像があるか否かを判定し（ステップ S 6）、保存済みの画像があると判定した場合（ステップ S 6 が Yes）、ディレクトリ処理として、ユーザーが指定したフォルダ F に画像を移動させる（ステップ S 7）。そして、フォルダ制御部 7 は、保存先の変更があるか否かを判定する（ステップ S 8）。フォルダ制御部 7 は、ユーザーが画像等を記録するフォルダ F の変更処理を指定した場合（ステップ S 8 が Yes）、保存先の変更処理を行い、処理を終了する。フォルダ名称を入力しない場合（ステップ S 3 が No）、または、保存済み画像がない場合（ステップ S 6 が No）、ステップ S 8 にジャンプする。また、保存先変更がない場合（ステップ S 9 が No）、処理を終了する。

20

【 0 0 3 2 】

上記の例では、ステップ S 6、S 7 で、画像の保存先を異なるフォルダに変更する処理をしている。ただし、ステップ S 5 での入力名称の通知があった際、制御部 2 は新しいフォルダを記憶部 4 に作成してもよい。その場合は、ステップ S 6、S 7 は不要となる。例えば、次回撮影時に入力した名称のフォルダが存在していなければ、入力した名称の新規フォルダを作成した上で撮影データを保存する処理の流れとなる。

30

【 0 0 3 3 】

ユーザーはフォルダ名称を認知した上で保存先を選択でき、撮影した画像データがどのフォルダに保存されているか容易に理解可能となる。また、任意の名称に変更することができるため、用途に応じたフォルダ分けが可能となり、利便性が向上可能となる。

【 0 0 3 4 】

図 6 は、撮影中の画像を保存するフォルダを表示する概念図である。

【 0 0 3 5 】

図 6 では、表示部 6 に撮影中の画像が保存されているフォルダ F のアイコン I 2 がショートカット又は表示部 6 の中央上部（こちらは名称とともに）に表示されている（両方に表示されていても良い）。従って、ユーザーは現在使用されているフォルダ F が容易に確認できる。

40

【 0 0 3 6 】

図 6 は、現在保存先として設定されているフォルダのみならず、現在フリック操作に割り当てられている機能（図示したフリック操作設定部 S における左右フリックで保存先切り替え、上下フリックでフラッシュ調整）、撮影可能な静止画枚数や動画記録時間、等の各種情報を表示する「情報表示画面」を示している。この画面表示により、保存先フォルダ等を容易に理解することができる。尚、本実施例では、便宜上、図 2 ~ 4 の「設定画面」の上部に、フリック操作設定部 S を含む「情報表示画面」の一部が常に表示されている。

【 0 0 3 7 】

50

次に、ユーザーがフォルダFを変更したい場合、表示画面の下部の「MENU」ボタンを押下することにより、フォルダFの保存先画面（図2と同一）、すなわち「設定画面」が表示される。アイコンI1又はアイコンI2をフリック等すると、図3で示した画面が表示される。

【0038】

図7は、記憶部内に格納された各フォルダを表示部に表示した第2の実施例を示し、第1の実施例の表示形態とは異なるフォルダの表示形態を示す概念図である。本図は、シャッターボタン等が表示されており、ユーザーがすぐに撮影を行える状態を表示する「撮影画面」を示している。

【0039】

「設定画面」の表示に対応した第1の実施例（図3参照）では、各フォルダを示すアイコンI1（又はI2）の表示が縦横配列であったが、「撮影画面」の表示に対応した第2の実施例では横一列である。ユーザーは、画面をフリックすることで未表示のアイコンI1（又はI2）を順次表示することが可能である。表示部6の中央近傍であって、アイコンI1（又はI2）から離れた位置に略四角形で囲まれたアイコンI2のフォルダ名称が表示されている（矢印参照）。本例では、この略四角形で囲まれたアイコンI2のフォルダ名称のみが表示されている。また、ユーザーが、変更したい保存先、例えばアイコンI2をフリック又はタップ等で選択すると、選択されたアイコンI2のフォルダ名称が表示されても良い。ユーザーは、どのフォルダFが選択されたかを、一目で理解することが可能となり、撮影中でも容易に保存先のフォルダを変更することができる。また、図6に於ける現在使用中と表示されているアイコンI2をフリック等することにより、第2の実施例にジャンプしても良く、全フォルダを表すアイコンI1、I2がフリック等で順次表示可能としても良い。

【0040】

図7の例では選択されたフォルダの名称のみが表示されている。しかしながら、表示部6がその他のフォルダの名称を同時に表示してもよい。複数のフォルダ名称を表示する場合、選択されたフォルダの名称が、ユーザーに対して認知され得る表現方法が付加される。例えば、図7の例で、総てのアイコンにフォルダ名称が埋め込まれ、画面中央のフォルダのみを略四角形のようなフォーカス部品によりフォーカスすることにより、選択されたフォルダを容易に特定することが可能となる。すなわち表示部6が、選択されたフォルダを他のフォルダとは異なる形態で表示すればよい。

【0041】

図8は、図7の「設定画面」の表示中に、撮影中の画像又は映像の保存先フォルダの変更の流れを示すフローチャート図である。

【0042】

フォルダ制御部7は、現在画像等を保存しているフォルダの変更指示があったか否かを判定する（ステップS10）。保存先の変更指示は、ユーザーが表示部6に表示されているアイコンI2をフリックすることにより行われる。フォルダ制御部7は、フリック信号を受信して現在画像等を保存しているフォルダFのインデックスおよび選択可能な複数のフォルダの情報（名称等）を記憶部4の中から取得する（ステップS11）。ここでフォルダ制御部7は、現在使用中のフォルダFが、第1の記憶部11に格納されているフォルダFであれば、第1の記憶部11に格納されているフォルダFを選択し、第2の記憶部12であれば第2の記憶部12に格納されているフォルダFを選択する。

【0043】

さらにフォルダ選択部8は、フリック操作の方向に応じて、次に保存先として設定すべきフォルダを算出、選択する（ステップS12）。このとき、フォルダ制御部7が保持する既存の保存先のフォルダインデックスは、新たに選択されたフォルダのフォルダインデックスによって更新される。この更新に従い、表示部6はそのフォルダが画面中央に位置するように、他の選択された複数フォルダとともに、一列にフォルダを表示する。さらに表示部6は、画面中央に位置するフォルダの名称を表示する（ステップS13）。そして

10

20

30

40

50

制御部 2 は、表示部 6 上の複数フォルダとフォルダ名称の表示を所定時間（例えば 2 秒程度）維持する。所定時間内に更に保存先フォルダの変更指示がフリックにより行われた場合は（ステップ S 1 4 が Yes）、ステップ S 1 1 に戻り、行われなければ（ステップ S 1 4 が No）処理を終了する。この一連の処理によれば、「撮影画面」においてフリック操作を行うことで、次々とフォルダを切り替え、撮影中の画像の保存先フォルダの変更を容易に行うことができる。

【0044】

ユーザーは撮影中等に保存先フォルダを変更したい場合は、フリック等の簡単な操作でフォルダ F の変更が可能となり、操作性や利便性が向上し、シャッターチャンスを見逃す心配も軽減させることが可能である。また、ユースケースに応じてフォルダ分けを容易可能とすることができる。更に、各フォルダ F の固有のアイコン I 1、I 2 とフォルダ名称を確認しながら変更操作を行えることから、直感的な操作が可能となり、保存先の選択ミスを軽減させることが可能となる。

10

【0045】

尚、図 7 の「撮影画面」の画面下部をユーザーが上フリックすることで、制御部 2 が表示部 6 の表示を、図 7 の「撮影画面」から図 6 の「情報表示画面」に遷移させる。さらにユーザーが図 6 の「MENU」ボタンを押下することにより、ユーザーがカメラの機能を設定するための初期画面（例えば、露出補正画面等）に遷移する。その初期画面上でユーザーが「保存先切り替え」をタップ等により選択すると、表示部 6 の表示は図 2 の「設定画面」に遷移する。図 2 において、ユーザーが保存先として本体ストレージのアイコン I 1 または SD カードのアイコン I 2 の何れかを選択する。ここから、図 5 のフローで示した処理が行われる。本体ストレージのアイコン I 1 が選択された場合、表示部 6 は図 3 (a) の画面を表示する。SD カードのアイコン I 2 が選択された場合、表示部 6 は図 3 (b) の画面を表示する。

20

【0046】

第 1 の記憶部 1 1 と第 2 の記憶部 1 2 とを説明したが、より複数の記憶部を備えていても良く、「第 1」「第 2」は説明を分かりやすくするために用いた用語であり、特に限定されない。また、上記した種々の画面の表示態様、遷移順序なども実施例のものには特に限定はされない。

30

【0047】

尚、本発明は、上述した実施形態に限定されるものではなく、適宜、変形、改良、等が可能である。その他、上述した実施形態における各構成要素の材質、形状、寸法、数値、形態、数、配置箇所、等は本発明を達成できるものであれば任意であり、限定されない。

【産業上の利用可能性】

【0048】

本発明に係る電子機器は、画像をユーザーのユースケースに適合した形態で整理するフォルダの名称やフォルダの変更を行う用途の他、映像、メモ、アドレス、メール、データ、等の、ユーザーが電子機器を利用する上で必要とする各種情報を整理するためのフォルダに適用可能である。

40

【符号の説明】

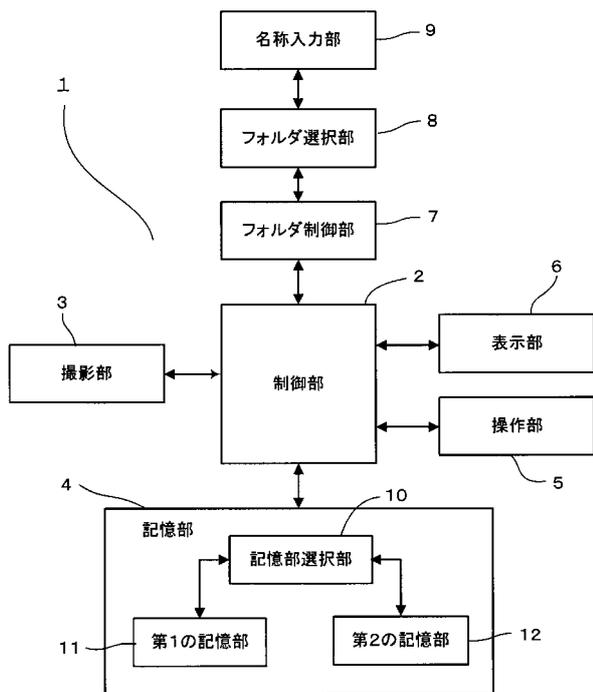
【0049】

- 1：電子機器
- 2：制御部
- 3：撮影部
- 4：記憶部
- 5：操作部
- 6：表示部
- 7：フォルダ制御部
- 8：フォルダ選択部
- 9：名称入力部

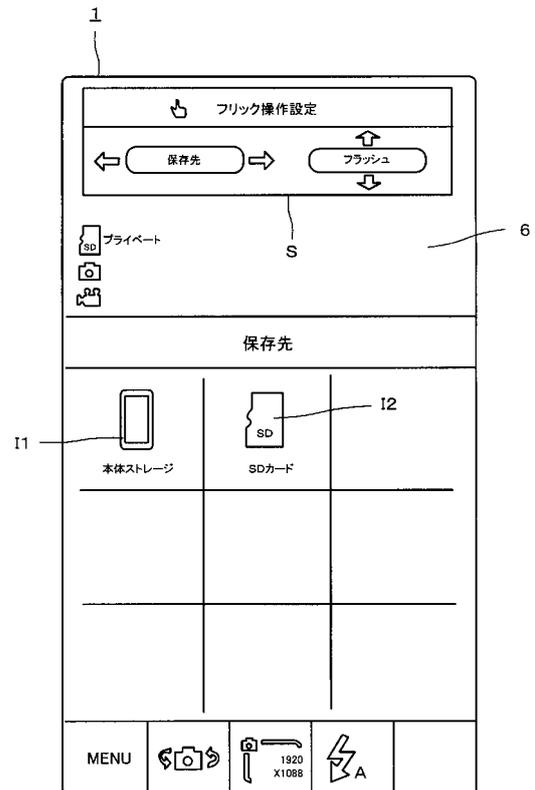
50

- 10 : 記憶部選択部
- 11 : 第1の記憶部
- 12 : 第2の記憶部
- F : フォルダ
- I1、I2 : アイコン

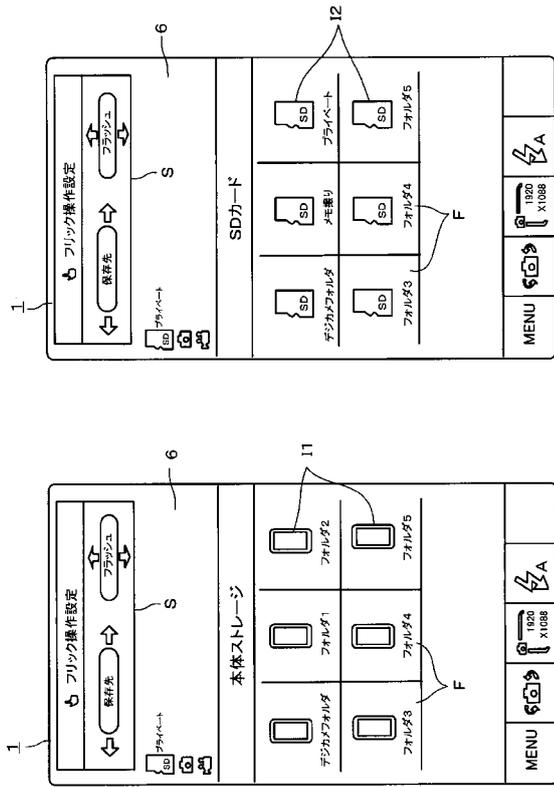
【図1】



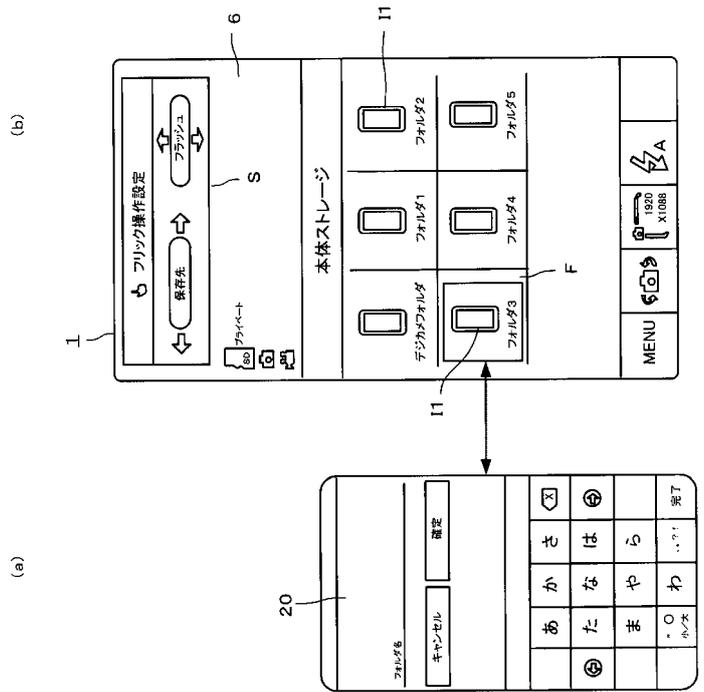
【図2】



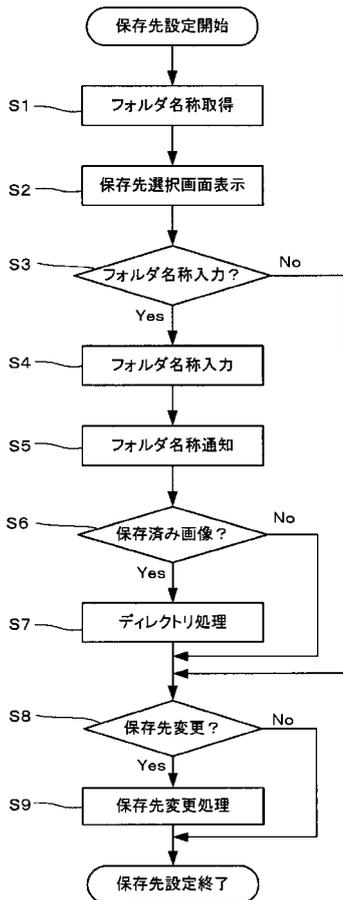
【図3】



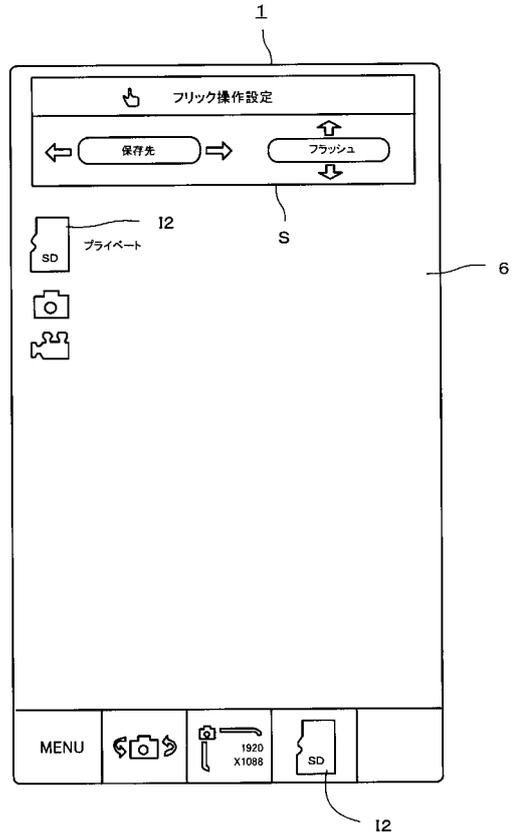
【図4】



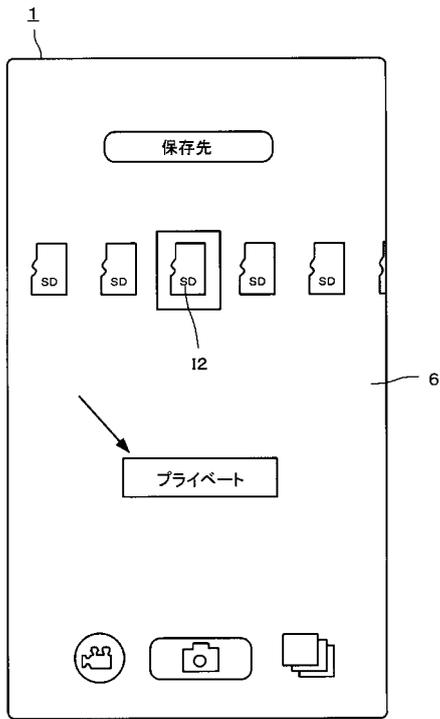
【図5】



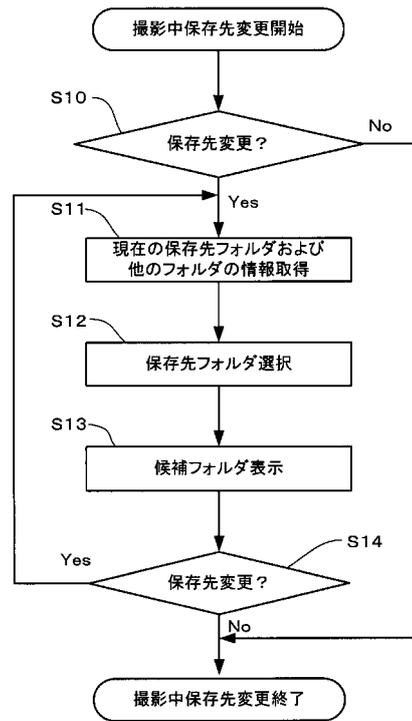
【図6】



【 図 7 】



【 図 8 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 5K127 AA12 BA03 BB05 CA08 CB02 CB13 CB16 CB22 CB30 GA04
GD07 HA08 HA28 JA09 JA54 KA16 MA18